

(平成22年11月30日市長決裁)

蓮田市公式ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、蓮田市公式ホームページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、蓮田市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）広告掲載基準（平成22年11月30日市長決裁）第4条第3項に規定する広告表現に関する基準として定めるものとする。

(バナー広告の禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの
- (2) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (3) アラートマーク（警告表示）
- (4) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (5) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (6) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(バナー広告のALT属性)

第3条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT属性を付けるものとする。ただし、最初に「広告」の2文字を入れるものとする。

(バナー広告の色調)

第4条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(バナー広告の解像度)

第5条 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(テキスト広告の禁止表現)

第6条 次の表現を含んだテキスト広告は、禁止とする。

- (1) 文字・句読点・記号等を文字の装飾など本来の用途以外の目的で用いたもの
- (2) 顔文字
- (3) 語句の過剰な繰り返し

(市ホームページとの区別)

第7条 蓮田市の事業又は蓮田市が推奨する事業若しくはそれに関連するものであ

るとユーザーが誤解するような表現は、それが市ホームページのコンテンツの一部と混同するおそれがあるため、禁止とする。

2 前項については、リンク先のホームページも対象とする。

附 則

1 このガイドラインは、平成21年2月26日から施行する。

2 このガイドラインは、平成22年11月30日から施行する。